

健康福祉政策課からお知らせ

日本赤十字社滋賀県支部の活動を紹介します

〒日本赤十字社 滋賀県支部 ☎(522)6758 ☎(523)4502

日本赤十字社は「人道」、「公平」、「中立」、「独立」、「奉仕」、「単一」、「世界性」の7つの基本原則のもと、さまざまな活動を行っています。

国内の活動拠点として各都道府県に支部を置いており、滋賀県支部は明治28年に創設され災害救護活動をはじめとした人間のいのちと健康、尊厳を守る活動を続けています。守山市地区の地区長は宮本 和宏市長が務めています。

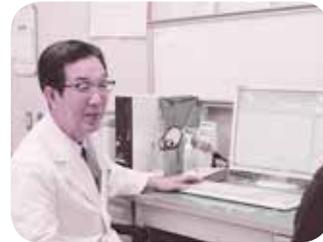
8つの赤十字事業



国内災害救護



国際活動



医療事業



看護師の養成



血液事業



救急法などの講習



赤十字ボランティア



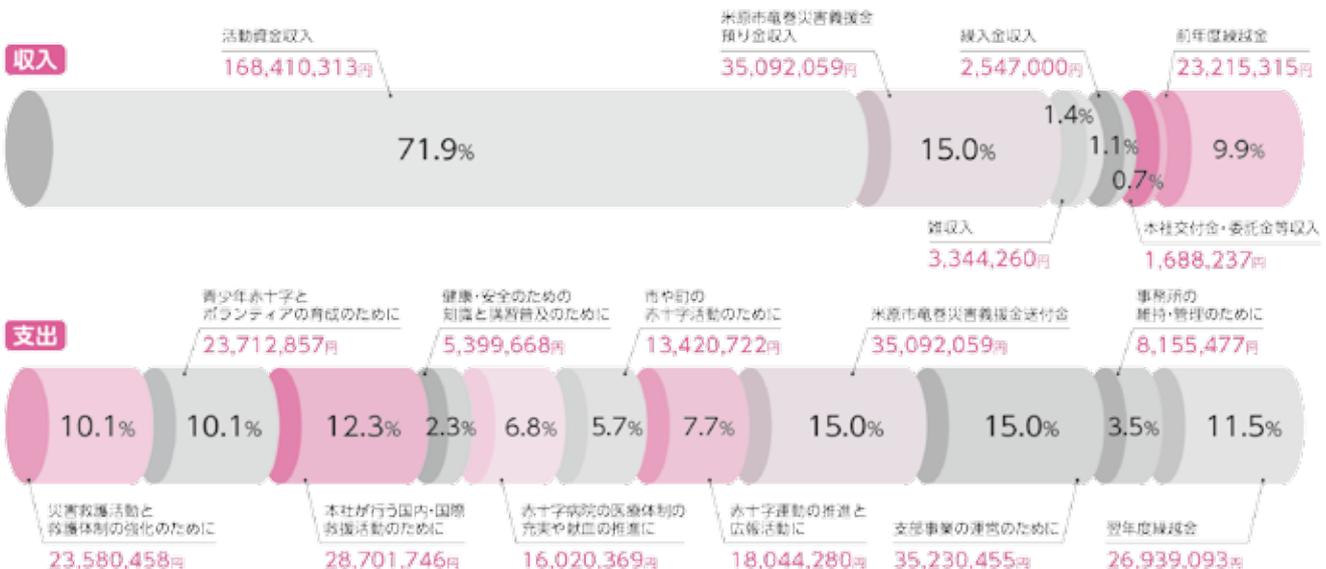
青少年赤十字

皆さまのご協力をお願いします

日本赤十字社が行う人道支援活動は、すべて皆さまからのご寄付である活動資金と赤十字奉仕団をはじめとするボランティアの皆さまによって支えられています。これからも皆さまのご協力をお願いします。

平成30年度 日本赤十字社 滋賀県支部の収入・支出状況

総額 234,297,184円



県民の皆さまからお預かりした国内義援金は、本社を通じて全額被災地の義援金配分委員会へ送金しました。
(ただし、米原市竜巻災害義援金を除く、国内義援金は上記収入、支出には含まれていません)